② have Grade A, B, C or D on “provision of services” in Kinki Area, in the fiscal year 2016／2017／2018 in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency). will have acceptance of Grade A, B, C or D on “provision of services” in Kinki Area, in the fiscal year 2019／2020／2021 for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) as of 1 April 2019.

③ not be under suspension of nomination by Director-General of Kinki Regional Development Bureau from Time-limit for submission of certificate to Tender Opening.

④ not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).

⑤ acquire the electric certification in case of using the Electric Tendering system
https://www.geps.go.jp/

⑥ The person who obtained the tender manual from official in charge of disbursement of the procuring entity directly

⑦ not be the person that a gangster influence management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑧ have proven records to have actually performed the contract stipulated in the ternder manual

⑨ Scheduled supervising engineers meet the requirement stipulated in the tender manual

(7) Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　12 February, 2019

(8) Time-limit for tender : 16 : 00　18 March, 2019

(9) Contact point for the notice : Akira Nakagawa the first Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―5―44, Otemae, Chuo-Ku, Osaka-Shi, Osaka-Fu, 540―8586, Japan, TEL 06―6942―1141 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年12月10日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　稲田　雅裕
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第22号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　26
(2) 購入等件名及び数量　平成31年度九州地方整備局下関港湾事務所外11箇所で使用する電気
① 下関港湾事務所庁舎　契約電力110kW、年間予定使用電気量106,300kWh
② 北九州港湾・空港整備事務所庁舎　契約電力31kW、年間予定使用電気量90,200kWh
③ 博多港湾・空港整備事務所庁舎　契約電力61kW、年間予定使用電気量111,500kWh
④ 苅田港湾事務所庁舎　契約電力26kW、年間予定使用電気量60,800kWh
⑤ 熊本港湾・空港整備事務所庁舎　契約電力37kW、年間予定使用電気量63,800kWh
⑥ 宮崎港湾・空港整備事務所庁舎　契約電力39kW、年間予定使用電気量53,600kWh
⑦ 鹿児島港湾・空港整備事務所庁舎　契約電力25kW、年間予定使用電気量86,300kWh
⑧ 関門航路事務所庁舎　契約電力89kW、年間予定使用電気量173,600kWh
⑨ 関門航路事務所　作業船基地　契約電力34kW、年間予定使用電気量51,000kWh
⑩ 関門航路事務所　海翔丸　契約電力263kW、年間予定使用電気量454,200kWh
⑪ 関門航路事務所　舷外排送施設　契約電力251kW、年間予定使用電気量276,600kWh
⑫ 下関港湾空港技術調査事務所　実験場　契約電力65kW、年間予定使用電気量72,400kWh
ただし、契約電力はその１ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
(3) 調達案件の仕様等　仕様書による。
(4) 納入期間　平成31年４月１日から平成32年３月31日まで
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価。）及び蓄熱電力量に係る割引がある場合は、割引単価（kWh単価）を根拠とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する総価を入札書に記載すること。なお、入札時においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
(7) 電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
(8) 本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ等級に格付けされた中国地域及び九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、契約の際には平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ等級に格付けされた中国地域及び九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。
(3) 上記２(2)前段の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
(4) 競争参加資格の申請の時期及び場所　競争参加者の資格に関する公示（平成30年３月30日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
(5) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
なお、紙入札方式による場合は、紙入札方式参加願を提出すること。
(7) 一般競争入札申込書及び別紙（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続を行った者を除く。
(9) 入札説明書の交付を３(3)より直接受けた者であること。